山形県国際交流センター 指定管理者募集要項

令和7年11月 山形県みらい企画創造部

目 次

□ 券果(の	ı
2 施設(の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3 指定	管理者が行う業務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4 指定	管理者募集に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・	2
5 経費(に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
6 審査	及び選定に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
7 協定(こ関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
8 調査	及び指示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
9 関係	法令等の遵守・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
10 情報公	公開について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 C
11 指定	管理者の指定の取消しに関する事項等 ・・・・・・・・・・・	1 C
12 その	他	1 1
別記様式領	第 1 号 指定管理者の指定申請書 ・・・・・・・・・・・・・	1 2
様式1	法人等の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 3
様式2	共同企業体申請構成表	1 4
様式3	事業計画書(施設の管理運営に関する基本方針)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 5
様式4	事業計画書(基礎的事項)	1 6
様式5	事業計画書(事業企画書)	18
様式6	事業計画書(自主事業計画)	2 C
様式7	事業計画書(施設管理計画)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 2
様式8	事業計画書(人員配置計画)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 3
様式9	収支計画書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 7
様式 10	山形県国際交流センター指定管理者の申請者に必要な資格を満たしていること	
	の申立書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 C
様式 11	労働関係法令の遵守に関する誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 1
様式 12	現地説明今の参加由込書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 2

山形県国際交流センター指定管理者募集要項

山形県国際交流センターの効果的かつ効率的な管理運営を行うため、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年3月県条例第11号。以下「手続条例」という。)及び山形県国際交流センター条例(平成12年10月県条例第67号。以下「センター条例」という。)に基づき、指定管理者を次のとおり募集します。

1 募集の概要

(1) 施設の名称

山形県国際交流センター

(2) 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(3) 指定管理者の募集及び選定の方式

公募とし、申請者から提出のあった事業計画書の内容等について、山形県みらい企画創造部指定管理者審査委員会(以下「審査委員会」という。)において審査したうえで、候補者を選定します。

(4) 審査結果等の通知及び公表

審査結果は、申請者に対して通知するとともに、山形県ホームページ

(http://www.pref.yamagata.jp)、みらい企画創造部多文化共生・国際交流推進課のページへの掲載等により公表します。

(5)協定の締結

県は、県議会の議決を経て、選定された候補者を指定管理者に指定します。その後、指定 管理者と細目について協議を行い、協定を締結します。

(6) 問合せ先

山形県みらい企画創造部多文化共生・国際交流推進課(山形県パスポートセンター)

〒990-8580 山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル2階

電 話: 023-647-2566 FAX: 023-646-8819

E-mail: 県ホームページ下部の「お問い合わせフォーム」から

2 施設の概要

山形県国際交流センター(以下「センター」という。)は、県民主体の国際交流を促進していく中核施設として、平成13年1月に開設された施設であり、①県民への国際情報や国際交流の場の提供②民間国際交流関係団体やボランティアが活動するための機材や場所の提供③国際協力の効果的な推進を主な役割としています。

(1) 所在地 山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル2階

(2)建物等概要

① 霞城セントラル 建物概要

構造
低層SRC造高層S造

階数規模 地下2階、地上24階、塔屋1階

敷地面積10,830 m²建築面積9,550 m²延べ床面積69,500 m²

竣工 平成12年12月

※ 本要項に基づき管理委託する範囲は、霞城セントラル2階 センター部分です。

② センター 施設概要

延べ床面積 484 m²

部屋名	面積	機能等
交流サロン	105 m²	情報収集提供機能、交流機能
県ボランティア室	45 m²	国際交流団体等支援機能
相談室	10 m²	外国人相談機能(外国人相談)
研修室	174 m²	研修機能(日本語教室等、国際化研修) 交流機能(イベント等) ・80 名程度対応、2 部屋に仕切可能
事務室	125 m²	事務機能、総合調整機能
倉庫	25 m²	

(3) 現指定管理者 公益財団法人山形県国際交流協会

- 3 指定管理者が行う業務(センター条例第4条に規定する業務)
- (1) 施設の運営に関する業務
- (2) 施設等の維持管理に関する業務
- (3) その他の業務
- ※ 詳細は別添「山形県国際交流センター管理運営業務仕様書」を参照してください。 なお、部分的な業務の委託については、他の事業者に委託できるものとします。

〈留意点〉

共用施設の管理は、霞城セントラル管理組合が行っており、指定管理者の業務の範囲では ありません。

【主な管理組合の業務】

- ・敷地及び共用部分の清掃、保全、保守、塵芥処理及び消毒その他日常の維持管理
- ・敷地及び共用部分の動力、電力、冷暖房、光熱、給排水、防火、昇降機等の設備の 維持、運転、操作、保守、点検等
- 建物、敷地内全体の防犯、総合案内等

4 指定管理者募集に関する事項

(1) 指定管理者の募集及び選定スケジュール

主な手続の実施スケジュールは、次のとおりです。

① 募集要項等の配布② 質問書の受付令和7年11月7日(金)から12月12日(金)まで令和7年11月14日(金)から12月4日(金)まで

⑤ 審査⑥ 選定された候補者の公表⑦ 指定管理者の指定令和8年1月下旬予定令和8年2月下旬予定

⑧ 指定管理者との協定締結 令和8年3月予定

(2) 指定管理者の募集手続

① 募集要項等の配布

ア 配 布 期 間 令和7年11月7日(金)から12月12日(金)までの午前9時30分から 午後5時30分まで(ただし、山形県の休日を定める条例(平成元年3月県 条例第10号)に規定する休日(以下「県の休日」という。)を除く。)

イ 配 布 場 所 山形県みらい企画創造多文化共生・国際交流推進課(山形県パスポートセンター)山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル2階

なお、県のホームページ (http://www.pref.yamagata.jp) からも入手 することができます。

② 募集に関する質問書の受付

ア 受 付 期 間 令和7年11月14日(金)から12月4日(木)午後5時30分(必着)まで イ 提 出 方 法 持参、郵送、電子メール又はFAXで、1(6)の問合せ先まで期間内に 文書で送付してださい。

なお、質問書を送付した場合は、必ず電話で到達を確認してください。様式は自由です。ただし、電話、来訪など口頭による質問は受け付けません。

ウ回答方法

質問書に対する回答は、質問書を提出した法人又は団体に電子メール等で随時回答するとともに、前記の県ホームページに掲載します。

③ 現地説明会

ア 開 催 日 時 令和7年11月20日(木)午前10時から

イ 集 合 場 所 山形県国際交流センター A研修室

ウ 参 加 人 員 各法人等3名以内

工 申 込 方 法 等 現地説明会参加申

現地説明会参加申込書(様式12)により、持参、郵送、電子メール又は FAXで、1(6)の問合せ先(山形県パスポートセンター)に令和7年11 月14日(金)午後5時30分(必着)までお申込ください。

なお、現地説明会参加申込書を送付した場合は、必ず電話で到達を確認してください。

④ 申請書類の受付

ア 受 付 期 間 令和7年11月28日(金)から12月12日(金)まで(県の休日を除く。) の午前9時30分から午後5時30分まで

イ 受 付 方 法 1 (6) の問合せ先まで、持参又は郵送してください。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付けます。

(5) 審査

令和7年12月下旬に実施予定です。ヒアリングを実施する場合は、別途、申請者に通知します。

⑥ 候補者の選定

審査委員会における審査結果に基づき、候補者を選定し、申請者全員に結果を通知するとともに、 前記の県ホームページにおいて公表します。(令和8年1月予定)

⑦ 指定管理者の指定

県議会の議決後に、候補者を指定管理者に指定します。 (令和8年2月予定)

⑧ 指定管理者との協定締結

指定管理者の指定後に、協定を締結します。(令和8年3月予定)

(3) 申請に関する事項

① 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体(以下「法人等」という。)であること。

- ア 県内に主たる事務所(本店)を有すること。
- イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(同条を準用する場合を含む。)の 規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- ウ 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- エ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- オ 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- カ 次のいずれにも該当しないこと(地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に 該当する者を除く。)。
 - ・ 法人等の代表者等(法人の場合は法人の役員(非常勤役員を含む。)、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)であること。
 - 暴力団員等がその事業活動を支配していること。

- ・ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがある こと。
- キ 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。
- ク 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第244条の2第11項の規定による指定の取消し(合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。)を受けた日から2年を経過しない者でないこと。
- ケ 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員がアからクまでの要件を全て 満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
 - 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。
 - ・ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。
- ② 複数の団体による共同申請

サービスの向上又は効率的な運営を図る上で必要な場合は、複数の法人等が共同企業体を構成して申請することができます。この場合は次の③のエからカまでの書類は、構成員ごとに提出してください。

③ 申請書類

申請時には、次に掲げる書類(以下「申請書類」という。)を9部(正本1部、副本8部)提出してください。

- ア 指定管理者の指定申請書 (手続条例施行規則別記様式第1号)
- イ 法人等の概要(様式1)

共同企業体が申請を行う場合には、共同企業体申請構成表(様式2)も提出してください。

ウ事業計画書

事業計画書には次の事項について記載してください。

- a 施設の管理運営に関する基本方針(様式3)
- b 基礎的事項(様式4)
- c 事業企画書(様式5)
- d 自主事業計画(様式6)
- e 施設管理計画(様式7)
- f 人員配置計画(様式8)
- 工 収支計画書(様式9)
- オ 山形県国際交流センター指定管理者の申請者に必要な資格を満たしていることの申立書(様式 10)
- カ 労働関係法令の遵守に関する誓約書(様式11)
- キ関係書類
 - a 指定管理者の指定を受けようとする法人等の定款、寄附行為若しくは規約及び登記事項証 明書又はこれらに準ずる書類
 - b 法人等における申請の日の属する事業年度より前3箇年分の事業年度に係る貸借対照表、 損益計算書、財産目録、その他法人等の財務の状況を明らかにすることができる書類(申請の 日の属する事業年度に設立された法人等にあっては、設立時の財産目録等)
 - c 法人等の役員の名簿及び履歴書
 - d 法人等が現に行っている業務の概要並びに法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類
 - e 消費税納税証明書及び法人の場合は法人税納税証明書(税務署が発行する直近1年間の証明書。提出日において発行の日から3筒月以内のものに限る。)
 - f 山形県税について未納の徴収金(納期限が到来していないものを除く。)がない旨の証明書 (総合支庁が発行する直近1年間の証明書。提出日において発行の日から3箇月以内のものに 限る。)

- g 市町村税について未納の徴収金(納期限が到来していないものを除く。)がない旨の証明書 (市町村が発行する直近1年間の証明書。提出日において発行の日から3箇月以内のものに限 る。)
- h 社会保険への加入状況を確認できる書類

[雇用保険] 下記の書類のいずれか

- 資格取得等確認通知書(写)
- ・直近の概算保険料又は確定保険料申告書(写)及び領収済通知書(写) [健康保険及び厚生年金保険] 下記の書類のいずれか
- ・被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書(写)
- ・被保険者報酬月額基礎届に伴う標準報酬決定通知書(写)
- ・直近の保険料の領収通知書(写)
- i その他審査の参考となる資料(国際交流関係施設の管理実績等)

留意事項

- ア 必要に応じて関連法人等の財務諸表や金融機関の支援体制等の資料を求める場合があります。
- イ 申請に際して必要となる費用はすべて申請者の負担とします。
- ウ 提出された申請書類は、理由のいかんを問わず返却しません。
- エ 申請から県議会における指定の議決までの間に、法人等の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名に変更があった場合は、速やかに、山形県知事あて変更届(任意の様式)を提出してください。

(4) 欠格事項

申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その申請者を失格とします。

- ① 本募集要項に定める資格・要件が備わっていない場合
- ② 事業計画書において、指定管理料が県の提示する額を上回っている場合
- ③ 複数の事業計画書を提出した場合
- ④ 様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しない場合
- ⑤ 審査委員会の委員に個別に接触した場合
- ⑥ 申請書類に虚偽又は不正があった場合
- (7) 申請書類受付期限までに所定の書類が整わなかった場合
- ⑧ その他不正な行為があった場合

5 経費に関する事項

県は、予算の範囲内で、指定管理者に次に記載する上限額以内で指定期間中における管理運営に要する管理経費として指定管理料を支払いますので、「収支計画書」(様式 9)の「指定管理料」の欄を記載するうえで参考にしてください。

(1) 上限額

① 指定期間中に県が支払う指定管理料の上限額(消費税及び地方消費税を含む。)は次のとおりとします。

令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和11年度	令和 12 年度	計
28, 132 千円	28,132 千円	28,132 千円	28, 132 千円	28,132 千円	140,660 千円

- ※ 申請の際は、この上限額以内で指定管理料を提示してください。 なお、各年度においても年度上限額以内となるようにしてください。上限額を超えた申請は 受理しません。
- ② 指定管理料については、事業計画書に提示のあった金額を参考に指定管理者と協議を行い、

年度協定に定めます。

なお、実際の指定管理料は、指定管理者が申請時に提示した額ではなく、これを上限として毎年 度定める予算により確定します。(年度によっては措定管理者の提示金額に満たない場合がありま す。)

(2) 指定管理料の支払い

会計年度(4月1日から翌年3月31日まで)を基準として、分割して指定管理料を支払います。 支払方法、時期については、年度協定で定めます。

(3) 県が支払う指定管理料に含まれるもの

- ① 人件費
- ② 事務費 (消耗品、電話料等)
- ③ 施設の専有部分に係る光熱水費
- ④ 施設の共用部分に係る管理費負担金(管理費、光熱水費、損害保険料、特別修繕費)
- ⑤ 仕様書に掲げる業務を実施するための経費

(4) 会計処理

山形県国際交流センターの指定管理業務に係る経理は、指定管理者の他の事業と明確に区別し会計処理を行ってください。

また、その証拠書類について、県から要求があった場合、常に開示できるようにしてください。

6 審査及び選定に関する事項

(1)審査方法

審査委員会において、申請者から提出のあった事業計画書の内容等について、サービス向上、管理 経費の節減、地域経済への貢献、管理運営の安定性、より良い地域社会を形成する観点などの次の選 定基準に基づく得点を参考のうえ、総合的に審査し、候補者を選定します。

(2) 選定基準

手続条例第3条に定める以下の基準を踏まえ算定します。

- ① 公の施設の平等利用が確保されるものであること。
- ② 事業計画書の内容が、公の施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができるものであること。
- ③ 事業計画書に沿った公の施設の管理を適正かつ確実に行う能力を有すること。

(3)選定基準ごとの審査項目及び配点

選定基	準審査項目	審査のポイント	確認書類	配点等
基本事	項 施設の設置目的 管理運営方針	・県が示す管理運営方針と申請者が提案した 方針は合致するか。 ・申請者の経営モラルは適切か。	事業計画書 (運営方針)	満たしていなければ「失格」

	収支計画の適確性及び実現の可能性	 ・申請者が提示した指定管理料は、県が示した上限額以内となっているか。 ・収支の積算と事業計画は整合性が図られているか。 ・収支計画は実現可能なものか。 ・業務遂行のための適切な積算となっているか。 ・現指定管理者が申請者の場合は、現事業計画の履行状況から、次期事業計画は実現可能か。 	事業計画書 収支計画書 ※収支計画の積算 根拠資料を含む サービス提供・管 理運営状況に係る 検証等結果【検証 シート】	
	施設の維持管理の 適確性	・当該施設を適切かつ安定的に管理運営する 能力があるか。・県が求める維持管理の基準に合致している か。・労働関係法令は遵守しているか。	事業計画書 労働法令違反状	
	労働法令の遵守	・最低賃金は遵守しているか。	況、最低賃金の遵 守状況等	
施設の平 等利用の 確保	平等利用を図るた めの具体的手法と 期待される効果	・高齢者や障がい者等、全ての利用者の平等な利用や利用のしやすさに配慮しているか。・事業内容に偏りがないか。	事業計画書 (運営方針) (事業内容)	5 点
	管理経費における 経済性	・効率的な維持管理を図ることなどにより、提案額は県が示す上限額と比べ節減は図られているか。	事業計画書 収支計画書 ※収支計画の積算 根拠資料を含む	10 点
事業計画 書の内容 が施設の 目的を効	サービス向上を図るための具体的手法	 ・サービス向上のための取組内容は適切か。 ・募集要項(仕様書)で示した内容への提案として適切か。 ・施設の機能や設備を十分に活用した提案となっているか。 ・自主事業の企画内容は、サービスの向上を一層図るものか。 	事業計画書 収支計画書 ※収支計画の積算 根拠資料を含む	30 点
果的かつ 効率的に 達成する	施設の維持管理の 内容の妥当性	・維持管理の内容(実施回数、箇所等)は、 適切な計画となっているか。・施設の安全管理、利用者の安全管理への取 組みは十分か。	事業計画書 ※維持管理の内容 (回数、箇所等)	7 点
きること	利用者の増加を図 るための具体的手 法	・利用拡大の取組内容は十分か。・広報計画の内容は適切か。・具体的かつ適切な達成目標(利用者数等)を設定しているか。	事業計画書	6 点
	管理運営に有益な 地域における活動 (地域貢献)	・地域との関わりが強い活動や地域と一体となった活動等についての提案があるか。・県、地域、関係機関、ボランティア等との連携は十分か。	事業計画書	5 点
事書て管正実能す計沿設をつ行をこっの適確う有と	安定的な運営が可能となる人的能力 及び運営体制	・職員体制(人数、配置体制)は十分か。 ・責任の所在は明確か。 ・有資格者、経験者等の配置は十分か。 ・職員の採用、確保方策は適切か。 ・職員の育成、研修体制は十分か。 ・外部委託の実施計画は妥当か。 ・共同体の場合、構成団体の責任・役割分担は妥当か。 ・過去に本県の公の施設の指定管理者として重大な協定違反等をした事実はないか。あった場合は適正な措置が取られているか。	事業計画書 (組織図) (実施体制) (雇用計画) (研修計画) 資格証明書 共同企業体協定書	9 点

	財務状況及び経営 基盤	・申請者の財務状況は健全か。・金融機関、出資者等の支援体制は十分か。	会社概要、定款、 登記事項証明書、 財務諸表	9 点
	利用者要望への対応	・利用者等からの苦情、要望の把握及びそれらへの対応体制は妥当か。 ・トラブルの未然防止、発生時の対策は妥当か	事業計画書 (相談体制)	5 点
	緊急時の対応	・防災対策、緊急時及び事故発生時の対策 (未然防止対策を含む)の対策は妥当か。	事業計画書 (リスク管理) (緊急時体制)	4 点
その他	情報公開、個人情報保護及び公益通報者保護の取組	情報公開、個人情報保護及び公益通報者保護の取組は妥当か。	事業計画書 会社概要等	4 点
	地域経済への貢献	・地元企業の参画・活用や地域経済への貢献 を考慮しているか。	事業計画書	3 点
	県の施策への協力	・県が進める各種施策(別表)に対し、協力しているか。	会社概要等	3 点
		100		

(別表) 県の施策への協力で評価する各種施策

- ①エコアクション21取得
- ②障がい者雇用
- ③子育て支援
- ④やまがたスマイル企業認定制度
- ⑤建設雇用改善優良事業所表彰
- ⑥地域貢献活動(災害活動、マイロード等)
- ⑦新規学卒者の雇用・インターンシップ受入れ
- ⑧女性の活躍推進
- ⑨協力雇用主としての活動
- ⑩新分野進出等経営革新への取組み(再生可能エネルギー分野への進出を含む。)
- ⑪当該施設におけるキャッシュレス決済への対応
- 迎その他必要と認める施策

7 協定に関する事項

審査委員会により選定された候補者について、県議会の議決を経て指定管理者として指定した後、細部についての協議を行い、施設の管理運営に関する指定期間全体の「包括協定」を締結します。ただし、協定締結及び協定発効以前に、指定管理者の財務状況が悪化する、社会的信用を著しく失うなど、指定管理者として相応しくないと認められる状況に至った場合は、協定を締結しない、あるいは協定を解除することがあります。

また、年度ごとに施設の管理運営に係る「**年度協定**」の締結を行います。 それぞれの協定の内容は次の内容を予定しています。

(1)包括協定

- ① 指定期間に関する事項
- ② 事業計画に関する事項
- ③ 管理の基準 (開館時間及び休館日等) に関する事項
- ④ 業務の内容及び範囲に関する事項
- ⑤ 物品等の帰属に関する事項
- ⑥ 事業報告(添付書類を含む)に関する事項
- ⑦ アンケートの実施など利用者の意見や要望の把握に関する事項

- ⑧ サービス提供や管理運営状況の分析・検証に関する事項
- ⑨ 県が支払う指定管理料の総額、支払方法及び会計処理に関する事項
- ⑩ 県と指定管理者の定期的な意見交換及び協定にない問題が生じた際の連絡調整のあり方に関する事項
- ① 指定の取消し、業務の停止命令に関する事項
- ② 安全管理(大規模災害時の対応方針等を含む)、リスク管理(施設の管理運営に支障が生じるような大幅な物価変動等が生じた場合の取決めを含む)、責任分担、原状回復義務、損害賠償等に関する事項
- ① 管理運営上重大な支障が生じた場合又はそのおそれが生じた場合の指定管理者からの報告(県の求めによる資料等の提出を含む。) に関する事項
- ⑭ 情報公開、個人情報保護及び公益通報者保護に関する事項
- (15) 事業の引継ぎに関する事項
- (b) 環境へ配慮した取組みに関する事項(山形県環境保全率先実行計画(第5期)の内容に留意した 記載とする)
- ① 労働関係法令の遵守及び雇用・労働条件に対する配慮に関する事項
- 18 その他県が必要と認める事項

(2) 年度協定

- ① 当該年度の事業の実施に関する事項
- ② 当該年度における県が支払う指定管理料の額及び支払方法に関する事項
- ③ 当該年度に実施する事業に関する事業報告、リスク管理、責任分担等に関する事項
- ④ その他県が必要と認める事項

8 調査及び指示

地方自治法第244条の2第10項の規定により、指定管理者が管理する施設の管理の適正を 期するために必要があると認めるときは、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状 況について報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることがあります。

9 関係法令等の遵守

指定管理者が業務を遂行するにあたり、関連する法令がある場合は、それらを遵守してください。センター条例及び関連する規則のほか、特に次の法令に留意してください。

(1)地方自治法

第 244 条第 2 項

指定管理者は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではなりません。

第 244 条第 3 項

指定管理者は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはなりません。

(2) 個人情報の保護に関する法律

第66条第2項

指定管理者は、公の施設の管理の業務を行う場合において、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければなりません。

(3) 山形県行政手続条例(平成8年3月県条例第9号)

県では、行政処分等に関する手続に関し、行政運営における公正の確保と透明性の向上を

図り、もって県民の権利利益の保護に資することを目的として、必要な事項を条例で定めています。

指定管理者は、この条例の適用を受ける「行政庁」に含まれると解されるため、同条例の 諸規定が適用されます。

10 情報公開について

(1) 申請書類の著作権及び公表

申請書類の著作権は、指定管理者に指定されるまでは申請者に、指定後は県に帰属します。指定管理者の指定後、指定管理者となった者から提出があった申請書類について、山形県個人情報保護条例の諸規定を遵守の上、県は原則としてその全部を情報公開窓口(県庁の行政情報センター及び総合支庁窓口。以下同じ。)で公表します。

また、指定管理者とならなかった者から提出があった申請書類についても、県はその全部を公表することができるものとします。

(2) 候補者の選定に関する情報等の公表

審査委員会の会議録等を県ホームページで公開します。

候補者選定手続の透明性を確保するため、審査の方法、選定基準、配点、候補者の名称・所在地並 びに候補者選定の結果及び理由(採点結果を含む。)について、県ホームページ及び情報公開窓口で 公表します。

(3) 事業報告書及び財務諸表の公表

指定管理者から毎年度、県に提出される事業報告書及び財務諸表は、原則としてその全部を情報公開窓口で公表します。

(4) 管理運営状況等に係る検証結果の公表

管理運営状況等に係る検証結果は、県のホームページ及び情報公開窓口で公表します。

(5) 指定管理者が行う情報公開に係る県の指導

指定管理者が行う情報公開については、「公の施設に係る指定管理者の情報公開指導要鋼」に基づき、県は指定管理者に対して指導できるものとします。

11 指定管理者の指定の取消しに関する事項等

指定管理者の業務開始前又は指定期間中に、指定管理者の候補者として選定された者又は指定管理者として指定された者が、次の事項に該当した場合は、指定管理者の候補者の選定若しくは指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

(1) 指定管理者の業務開始前までの期間における取消し要件等

- ① 県議会の議決を得られなかった場合
- ② 指定管理者の候補者又は指定管理者が倒産し、若しくは解散したとき又は社会的に非難される事件を起こした場合
- ③ 指定管理者の候補者又は指定管理者が提出した書類に虚偽の記載があることが判明した場合
- ④ その他指定管理者に指定することが不可能となった場合、又は著しく不適当と認められる事案が生じた場合

(2) 指定期間中における取消し要件等

- ① 手続条例第3条に定める基準及び本募集要項4(3)①の「申請者に必要な資格」を満たさなくなった場合
- ② 指定管理者の財務状況が著しく悪化し、管理業務の履行が確実でないと認められる場

合

- ③ 本募集要項8の県が行う必要な指示(いわゆる改善勧告)に従わない場合又は指示内容 に係る改善が見られない場合
- ④ 合併・分割等による法人格の変更に伴い、再度指定手続を行う場合
- ⑤ 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理を継続させることが適当でないと認められる場合
 - (例:法人等の解散、不適切な施設運営、施設運営収支の著しい悪化、法令又は協定等の違反、施設管理の責任者又は法人等の役員の刑事訴追、指定の取消しの申し出があった場合 など)
- ⑥ 情報公開、個人情報の保護、公益通報者の保護の取扱い及び承認等の手続きが不適切 であると認められる場合

(3)協定締結の解除等

上記(1)又は(2)が適用された場合には、業務の停止を除き、協定を締結しないか又 は協定を解除します。

(4)損害賠償

上記(1)又は(2)により指定管理者の候補者としての選定又は指定管理者の指定が取り消された場合で、県に損害が発生した場合には、県は損害賠償請求を行います。

(5) 管理に要した費用の精算

上記(2)により指定管理者の指定が取り消され又は業務の全部が停止となった場合において、それまでに管理に要した費用が、県が指定管理者に支払った額に満たない場合は、指定管理者は県に対して残額を返還するものとします。

(6) その他

- ① 指定管理者は、業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに県に報告しなければなりません。
- ② 自然災害等、県及び指定管理者の責めに帰することのできない事由により、業務の継続が困難になった場合には、県と指定管理者は、業務の継続の可否について協議するものとします。
- ③ 自己の都合により指定管理者から指定の取消しを求める場合には、その後の管理業務に支障を及ぼさないよう十分な期間をもって申し出をしてください。

12 その他

協定の解釈に疑義が生じた場合、又は協定に定めのない事由が生じた場合は、県と指定管理者は誠意をもって協議するものとします。

別記様式第1号

指定管理者の指定申請書

年 月 日

山形県知事 殿

申請者 所在地 名 称

代表者氏名

山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第2条の規定により、下記の公の 施設に係る指定管理者の指定を受けたいので申請します。

記

公の施設の名称 山形県国際交流センター

整理番号	
------	--

_	VI. I bele a lum are
1	法人等の概要
	田がパアロニュノは入れ、例が中田がエキルに団がチナルルーノキシュ

- ※1 用紙が不足する場合は、継続用紙または別紙を付けてください。
- ※2 必要に応じて説明資料を添付してください。

共同企業体申請構成表

令和 年 月 日

	団 体 名	
代 表	所 在 地	₸
団 体	代表者役職・氏名	
	主に担当する業務	
構成団体A	団 体 名	
	所 在 地	〒
	代表者役職・氏名	
	主に担当する業務	
構成団体B	団 体 名	
	所 在 地	₸
	代表者役職・氏名	
	主に担当する業務	

整理番号	※整理番号は事務局で記入します。

2 施設の管理運営に関する基本	方針	基本方	る寿	す	関	12	理運算	の管	施設	2
-----------------	----	-----	----	---	---	----	-----	----	----	---

	・県民の国際交流・	・国際協力活動支援の拠点と	しての運営方針、	効率的な管理の考え方等につい	17
Ī	記載してください。				

・開館時間、休館日、臨時開館及び休館に関する基本的な考え方等について記載してください。

- ※1 用紙が不足する場合は、継続用紙または別紙を付けてください。
- ※2 必要に応じて説明資料を添付してください。

- 3 基礎的事項
- ① センターの魅力向上、利用者サービス向上についての考え方

② 利用者ニーズの把握、広報計画、苦情対応等の計画

③ 情報公開への取組み(考え方、現状、今後の予定)

- ④ 個人情報保護への取組み (考え方、現状、今後の予定)
- ⑤ 労働関係法令の遵守について(取組み状況) ※労働基準監督署又は所管官庁の指導事例があれば、その改善状況を記載してください。

- ※1 用紙が不足する場合は、継続用紙または別紙を付けてください。
- ※2 必要に応じて説明資料を添付してください

整理番号	
------	--

3	基礎的事項

⑥ 防犯・防災・事故対応等危機管理への取組み(考え方、現状、今後の予定)

⑦ 人材育成・職員研修への取組み (考え方、現状、今後の予定)

⑧ センターの平等利用を図るための取組み(考え方、現状、今後の予定)

⑨ 環境への配慮のための取組み(考え方、現状、今後の予定)

- ※1 用紙が不足する場合は、継続用紙または別紙を付けてください。
- ※2 必要に応じて説明資料を添付してください

		事業計画書	様式5-1
整理番号		※整理番号は事務局で記入します。	
4 事業企画書	<u>.</u>		
項目名			
		条仕様書」の「Ⅱ 1 施設の運営に関する業務」 ・提案内容(運営方針、運営計画、利用促進策等	
(事業実施の考	え方・提案内容)		

- ※1 用紙が不足する場合は、継続用紙または別紙を付けてください。
- ※2 必要に応じて説明資料を添付してください。

様式5-2

-		付	(式 5 — 2
項目名			
年度	事業計画	経	費(千円)
令和8年度 (2026年度)			
令和 9 年度 (2027 年度)			
令和 10 年度 (2028 年度)			
令和 11 年度 (2029 年度)			
令和 12 年度 (2030 年度) ※ 終費に 人件			

[※] 経費に人件費は含みません。

整理番号	※整理番号は事務局で記入します。
整理番号	※整理番号は事務局で記入します。

5	自主事業計画
	自主事業の内容 (法人等における指定管理業務以外の事業計画について記載してください。)

- ※1 用紙が不足する場合は、継続用紙または別紙を付けてください。
- ※2 必要に応じて説明資料を添付してください。

整理番号	

5 自主事業計	-画				
② 収支計画					
年度	支	出	収	入	
令和8年度 (2026年度)	(内容)	(金額;千円単位)	(内容)	(金額;千円単位)	
令和9年度 (2027年度)					
令和 10 年度 (2028 年度)					
令和 11 年度 (2029 年度)					
令和 12 年度 (2030 年度)					
総計					

整理番号	
------	--

*	「山形県国際交流センター管理運営業務仕様書」の「Ⅱ	2	施設等の維持管理に関する業務」	に掲げられた項目毎

① 施設等の管理に関する業務

に、実施計画を記載してください。

6 施設管理計画

② 環境維持管理に関する業務

- ※1 用紙が不足する場合は、継続用紙または別紙を付けてください。
- ※2 必要に応じて説明資料を添付してください。

整理番号	※整理番号は事務局で記入します。					
7 人員配置計	十画					
①組織体制						
(センターに関	引する人員体制を組織図等により説明してください。)					
[管理責任者(センター長相当職)を明示してください。]					

- ※1 用紙が不足する場合は、継続用紙または別紙を付けてください。
- ※2 必要に応じて説明資料を添付してください。
- ※3 年度により人員に変更がある場合は、年度別に作成してください。

整理番号	
------	--

	, 	
7 人員配置計	画	
② 年度別人員	配置計画	
年度	人員配置計画	特記事項
令和8年度 (2026年度)	[○○担当 常勤○名、日々雇用・パート○名というように記載してください。]	
令和9年度 (2027年度)		
令和 10 年度 (2028 年度)		
令和 11 年度 (2029 年度)		
令和 12 年度 (2030 年度)		

7 人員配置計画

③ 相当の知識及び経験を有する職員の配置計画

「施設管理」「施設運営」「国際交流・協力活動」「相談」「語学」「財務経理」等、センターの管理運営及び 事業実施に必要な知識・経験が対象となります。

N		公本マウ米が	大聯 松田日江
No	知識・経験の内容及び資格、経歴等	従事予定業務	在職・採用見込
			在職・採用見込
			在職・採用見込
			1工城 1米/17/1/2
			在職・採用見込
			工机工作几元尺
			在職・採用見込
			在職・採用見込

計 名

- ※1 個人の氏名は記載しないでください。
- ※2 在職・採用見込はどちらかに○を付けてください。
- ※3 用紙が不足する場合は、継続用紙または別紙を付けてください。
- ※4 必要に応じて説明資料を添付してください。

整理番号		※整理番号は事務局で記入します。
------	--	------------------

7 人員配置計画			
④管理責任者(センター長相当職)予定者		
管理責任者予定者の氏名			
予定者の法人等での役職			
	経	歴	
	//	/All-a	
施調	没運営に関する経歴	(具体的に記載)	

整理番号 ※整理番号は事務局で記入します。

入(消費税抜き) 収

								(単位	[: 千円)
区	分	(参考) 前年度実績	内	訳	8年度	9年度	10 年度	11 年度	12 年度
指定管	理料								
利用料	収入								
その	他								
収入	計								

出(消費税抜き) 支

	, ш		<u> </u>						
								(単位	7:千円)
区	分	(参考) 前年度実績	内	沢	8年度	9年度	10 年度	11 年度	12 年度
人件費	と (詳細)	は別紙)							
人	、件費								
小	計								
運営費	,								
光熱	熱水費								
燃	料費								
通	信費								
旅費	* 交通費								
修	· 繕費								
消耗	耗品費								
備	品費								
	借料								
保	以 上 険 料								
委	託料								
広	報費								
事務	所品費								
会	議費								
	脱公課								
小	計								
支占	出計								
	# 41	•							

消費税

					<u>i</u>)	単位:千円)
区 分	(参考) 前年度実績	8年度	9年度	10 年度	11 年度	12 年度
仮受消費税						
仮払消費税						

- ※1 人件費(給与、各種手当、法定福利費、アルバイト賃金等)については、施設の実態に応じて、内訳 を別紙で作成してください。
- ※2 過去の実績を参考に、施設の状況も確認いただき、記載してください。なお、募集要項「県と 指定管理者のリスク分担」リスク分担表に記載のとおり、原則として30万円未満の修繕は、指 定管理者が負担することとしていますので、ご留意ください。
- ※3 業務の一部を委託する場合は、別紙で業務予定委託一覧表(任意様式)を作成してください。
- ※4 欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

整理番号	※整理番号は事務局で記入します。

収支計画書 (積算内訳)

収 入(消費税込み)

							(単位	[: 千円)
区分	(参考) 前年度実績	内	訳	8年度	9年度	10 年度	11 年度	12 年度
指定管理料								
利用料収入								
その他								
収入計								

支 出(消費税込み)

		Щ	(/月貝/ルと	<u> </u>						
	(単位:千円)									
	区	分	(参考) 前年度実績	内	訳	8年度	9年度	10 年度	11 年度	12 年度
人	人件費(詳細は別紙)									
	人	件費								
	小	計								
運	運営費									
	光熱	水費								
	燃	料費								
	通	信費								
	旅費·	交通費								
	修	繕費								
	消料	5品費								
	備。	品費								
	賃	借料								
	保	険料								
	委	託料								
	広	報費								
	事務	用品費								
	会	議費								
		2公課								
	消	費税								
	小	計								
	支出	計								

(参考様式)

「人件費」内訳書					
(1)職員数内訳	(常勤職員	名、非常	労職員等(アル	·バイト等)	名)
(2) 給与	計	千円			
ア 常勤職員 給与	単価(月額)	<u>小計</u> × 名×	<u>千円</u> か月=	千円	
和サ ボーナス等		イ 名 イ 千円	//3/月 一	1 17	
イ 非常勤職員等(フ			千円		
非常勤職員等 ボーナス等	単価(月額) 年額	× 名× 千円	か月 =	千円	
4. >>14	1 HX	1 1 4			
(3) 法定福利費	計	千円			
アー常勤職員	<u>小計</u>	<u> </u>			
イ 非常勤職員	小計	千円			
(4)各種手当等	計	<u> </u>			
ア 常勤職員 イ 非常勤職員	<u>小計</u> 小計	<u>千円</u> 千円			
1 71 114 275 179427	4 H1	1 1 4			
(5) その他	計	千円			
(O) CV/IE	ДΙ	1 1 1			

(※) 欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

山形国際交流センター指定管理者の申請者に 必要な資格を満たしていることの申立書

令和 年 月 日

山形県知事殿

申請者

所在地

名 称

代表者氏名

申請者が下記に該当していることを申し立てます。

記

- 山形県国際交流センター指定管理者募集要項4 (3) ① 申請者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体(以下「法人等」という。)であること。
 - ア 県内に主たる事務所(本店)を有すること。
 - イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(同条を準用する場合を含む。)の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
 - ウ 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
 - エ 国税及び地方税を滞納していないこと。
 - オ 会社更生法 (平成14年法律第154号) 又は民事再生法 (平成11年法律第225号) の規定に基づく 更生又は再生手続を行っていないこと。
 - カ 次のいずれにも該当しないこと(地方自治法施行令第 167 条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。)。
 - ・ 法人等の代表者等(法人の場合は法人の役員(非常勤役員を含む。)、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)であること。
 - ・ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。
 - ・ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがある こと。
 - キ 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、 県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する申請 でないこと。
 - ク 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取消し(合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続きが行われたことに伴う指定の取消しを除く。)を受けた日から2年を経過しない者でないこと。
 - ケ 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員がアからクまでの要件を全て満たす ほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
 - 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。
 - ・ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

労働関係法令の遵守に関する誓約書

令和 年 月 日

山形県知事殿

申請者

所在地

名 称

代表者氏名

申請者が下記に該当していることを誓約します。

記

労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。

現地説明会の参加申込書

令和 年 月 日

山形県みらい企画創造部 多文化共生・国際交流推進課長 殿

申請者

所在地

名 称

代表者氏名

山形県国際交流センターの指定管理者にかかる現地説明会の参加について次のとおり申込みします。

1 参加者

氏 名	役 職	連絡先

2 連絡先等

担当者職·氏名

電話番号

FAX番号

メールアドレス